

平成26年度北海道包括外部監査の結果に基づき講じた措置

措置公表年月日

最終 平成28年4月12日

特定のテーマ：【道有の複合施設に係る道及び財政的援助団体等の事務の執行等について】

区分	改善を要する事項	講じた措置
1指摘	道(総務部)は、道と道立道民活動センターの指定管理者との協定により、施設設備の修繕等に係る指定管理者の業務範囲は、1件100万円以下の日常的修繕に係るものとされているが、指定管理者がこれを上回る費用を負担して経年劣化による空調機修繕工事を実施した事例等が複数あることから、道及び指定管理者は、それぞれが費用を負担して実施すべき修繕等の範囲を明確化した上で、計画的に実施すべきである。	平成27年度から100万円以上の工事を指定管理者自らが実施する際には道へ協議することとし、手続を明確化しました。 また、平成28年4月を始期とする指定管理者の公募にあたり、協定書(案)で100万円以上の工事の実施を指定管理者が行う場合の規定を新たに明記しました。
2意見	道(総務部)と道立道民活動センターの指定管理者との協定により、道民活動センタービルに係る光熱水費は、すべてセンターの指定管理者が負担しているが、受益と負担の適正を図る観点から、道民活動センタービルにある他の公の施設は、施設面積等に応じた光熱水費及び共有部分に係る共益的経費を、また、道から行政財産の使用の許可を受け、使用料の徴収を免除されて本施設に事務所を置く団体は、使用許可面積等に応じた共有部分に係る共益的経費を、それぞれ負担すべきである。	センタービル内の公の施設等の相互連携による効率化の検討に伴う集約化が確定した段階(平成28年度中)で、公の施設等に係る維持管理費用の負担(光熱水費)を求めるため、平成29年度に子メーター等を設置し、平成30年度から必要な負担を求めることとした。
3指摘	道立道民活動センターにおいては、平成17年4月に「共有会議室」(51.00㎡)が設置され、道民活動センタービルに事務所を置く団体が無料で使用できる内部的な会議室として、同センターの指定管理者により維持管理されているが、この取扱は、公有財産管理上の適正を欠くものであることから、道(総務部)は、速やかにこれを是正すべきである。	平成27年6月1日から760会議室(利用定員19人)として一般の利用に供することとした。
4指摘	道民活動センタービルに入居する各公の施設は、複数のフロアに分散して配置され、それぞれが相談、図書等の情報提供及び交流機会(場所)の提供等の業務を行っており、機能及び施設設備の重複による管理運営の非効率が生じ、また、利用者の利便性が低くなっていることから、道は、組織の縦割りを排除し、相互に関係する事務事業の連携を進め、公の施設のサービスのあり方についての見直しを検討すべきである。	道民活動センタービルの更なる有効活用に向けて、相互に関係する事務事業の連携及び公の施設のサービスのあり方について、道有財産等有効活用促進委員会等において関係部局等と検討を行ったところ。 事務事業の連携については、平成28年4月から、コピー機等の施設設備や閲覧資料の利用について、各施設利用者に対して、他の公の施設においても利用が可能な旨を情報提供するなどの連携を図ることとした。 また、各公の施設の一層の連携を図るため、共用部分について、可能な範囲でのワンフロア化の可能性も含め、引き続き検討を進めていきます。
5指摘	道(総務部)は、道立道民活動センターの指定管理者の業績目標指標の一つとして、「貸出施設の年間平均稼働率」を掲げ、毎年度の目標達成状況を数値化して評価・公表しているが、1日単位で稼働率を算定することにより稼働の実状よりも高く算定されていることから、利用時間帯別の稼働率を用いるべきである。 また、低利用となっている貸室について早急に原因の分析と検証を行い、貸室の形状・設備・料金体系等を機動的に見直すとともに、周辺地区における札幌市及び民間事業者等による貸室サービスの集積・競合の実態等を踏まえ貸室全体の規模の適正化を図るなど、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら費用対効果と利便の向上に資する有効活用方策を検討・実施すべきである。	平成28年度の指定管理から目標指標を一日単位の区分から利用時間帯別の区分稼働率に改めることとし、公募に際して改めた協定書とした。 また、有効活用方策については、「道有財産等有効活用促進委員会」での検討を踏まえ対応します。
6指摘	道(保健福祉部)は、道の財政的援助団体に対する補助事業に係る行政財産の使用の許可に伴う加算料金について、財務規則運用方針に定める加算料金の徴収の基準によらず、毎年度の使用許可決定において、行政財産使用料条例第8条の「使用者に負担させることが相当である」とは認められないとしてこれを徴収しない取扱としている事例が2件(計345.71㎡、約3,496,211円)あったが、運用方針や他の徴収の実態等を勘案し、その取扱について見直しを含め検討すべきである。	関係部局と協議し、平成28年度から、行政財産の使用の許可に伴う加算料金について、財務規則運用方針に定める加算料金の徴収基準により、徴収することとした。

7意見	道(総務部)は、社会情勢の変化等を踏まえ、受益者負担の適正化を図る観点から、北海道立道民活動センター条例施行規則第7条に規定する同センターの利用料金の減免基準について、主として65歳以上の者で組織された団体に係る全額免除及び特定の市民活動団体に対する5割を限度とする減額のあり方等について、その必要性を含め見直しを検討すべきである。	公平性の観点や他府県等の免除の状況を勘案し、受益者負担の適正化を図るため、免除を廃止することとし、平成28年4月1日付けで施行規則を改正しました。ただし、利用回数の多い団体の活動への影響を考慮する必要があることから激変緩和措置を講ずることとしました。 特定の団体に対する5割減額については、道民活動センター条例で定める事業目的に沿うものであるため、制度自体は継続し、認定方法を見直すこととし、規則運用方針を改正することとしました。
8指摘	道立道民活動センターの指定管理者は、利用料金の減免基準の要件に合致するかどうかについて、申込時の自己申告のみならず、利用時に身分を証明する書類等の提示を求める等して適切に確認すべきである。	減免審査に当たっては、要件確認を適切に行うこととし、審査後であっても減免の条件を満たさない事となった場合は減免の措置を取り消すこととしました。
9意見	道立道民活動センターにおいては、近年、利用料金の免除対象者による安易な申込後の利用中止の件数が増加し、稼働率を低下させる要因の一つとなっていることから、道(総務部)は、幅広い道民の利用機会が適切に確保されるよう具体的な改善策を講じるべきである。	減免に係る要件審査を適切に行うこと及び高齢者に係る免除を段階的に廃止することで改善を図ることとしました。
10意見	道では、平成26年8月から、旅費支給事務の外部化に伴い宿泊料等を実費支給として財政支出の抑制を図っているが、道民活動センタービルに入居する財政的援助団体等は、宿泊旅費等の定額支給を継続していることから、道に準じて実費支給化を検討し、財政的援助の縮減に資するよう検討すべきである。	(知事部局) 道民活動センタービルに入居する財政的援助団体等における旅費の実費支給化については、13団体においてすでに実施しているところですが、引き続き未実施の団体に対して、道として実施に向けて要請しているところです。 (教育庁) 道民活動センタービルに入居する団体の中には、既に旅費の実費支給を行っている団体もあることから、他の財政的援助団体等に対しても、事務処理の負担に配慮しながら旅費の実費支給化を検討するよう、引き続き働きかけます。
11意見	道民活動センタービルに入居する財政的援助団体には、旅費その他の支出関係規程及び総勘定元帳等の帳簿並びに財務諸表の一部の不備があるものが散見されることから、道は、道補助金等交付規則第22条の規定等により補助事業者等に対し備付け、整理及び保管を義務づける標準的な帳簿及び書類の範囲を明確化し、実地調査等を通じて履行状況を確認すべきである。	(知事部局) 道民活動センタービルに入居する財政的援助団体等に対して、備え付けるべき規程等の範囲を明確化した上、実地調査等で履行状況を確認することとしました。 また、平成27年6月5日付けで北海道補助金交付規則等を一部改正し、補助事業者等が備え付けるべき帳簿等の整理の方法を明記するとともに、補助事業者等に対し補助事業等に関し備え付けるべき帳簿等を具体的に示す必要がある場合には交付要綱等により示すこととしたことに加え、平成27年度財務会計事務の執行方針において、補助金等の交付事務における留意事項として補助事業等の内容を踏まえ交付要綱等により補助事業等に関し備え付けるべき帳簿等を明確にすることを追加しました。 (教育庁) 財政的援助団体において帳簿の整理及び保管が適切に行われるよう、教育庁においては平成27年9月に財政的援助団体等調査指導実施要領を制定し、実地調査の方法や確認すべき標準的な帳簿等を例示しました。 今後は、この要領等をもとに、整理保管すべき帳簿類を示し、不備が生じていないか、履行状況の確認に努めます。
12指摘	北海道子ども会育成連合会は、道の財政的援助に係るものを含むすべての事業の支出伝票について、取引の相手方又は支出内容の記載がないもの及び支出承認等の手続きを行っていない事例が散見され、会計経理に適切を欠くことから、教育庁(生涯学習推進局)は、実地調査等を行い是正を指導すべきである。	北海道子ども会育成連合会に対しては、平成27年4月に現地調査を行い、平成21年度から26年度までの支出伝票等の関係書類を確認しました。 その結果、支出伝票については、概ね適正に処理されているものの、内部決裁欄に押印していないもの、支出内容の記載が不正確なもの(摘要欄の記載漏れなど)等、是正の必要なものが散見されたことから、現地において速やかに是正するよう指導したほか、文書でも指導を行いました。 今後も当該団体への現地調査等を継続的に行い、事務処理を適切に行うよう指導します。
13指摘	北海道身体障害者福祉協会においては平成25年度に係る収支決算報告書に計上すべき預り金501,000円の計上漏れがあり、また、北海道障がい者職親連合会においては正味財産増減計算書の期末正味財産額に116,325円の誤りがあり、決算書類に正確性を欠くことから、道(保健福祉部)は、実地調査等を行い是正を指導すべきである。	北海道身体障害者福祉協会における預かり金の計上漏れについては、平成26年度決算報告において、過年度収入として整理しました。 また、北海道障がい者職親連合会における平成25年度に係る正味財産増減計算書の期末正味財産額の誤り116,325円については、平成27年4月に実地調査を行った上で是正を指導し、同月、是正内容を確認しました。

14指摘	<p>北海道地域活動振興協会は、地域活動振興事業費補助金に係る講演事業の外部講師に支払う報酬額を、報酬規程等の決定基準によらず担当職員の裁量により決定しており、補助事業の執行の適正を欠くことから、道（環境生活部）は、当該団体に対し、外部講師に係る報酬規程等を適切に整備し、補助事業に係る報酬支出を適正に執行するよう指導すべきである。</p>	<p>北海道地域活動振興協会に対し、平成27年4月1日付け文書による指導、更に同年4月27日に実地調査を実施した結果、同年5月27日付けで講師謝金の支払基準を整備し、今後は、補助金に係るものを含め当該団体が実施する事業に係る外部に対する謝金は全て、この基準により支払うこととしました。</p> <p>なお、5月27日現在で講演事業は未実施でしたが、平成27年度における事業は全てこの基準を適用することとしました。</p>
15意見	<p>道は、補助基本額の算出に当たり寄附金その他の収入を控除すべきこととしている補助金等に係る交付申請書及び実績報告書に添付すべき関係書類について、「補助事業等に関して生じる寄附金その他の収入」を記載事項とする様式を定めて告示しているが、道民活動センタービルに入居する社会福祉関係団体から道（保健福祉部）に提出されたこれらの書類には、当該補助事業に係るものを含む事業全般に関して得られた寄附金等の収入が計上されていないものが見受けられた。</p> <p>道は、補助金等の交付事務において、補助事業等に要する又は要した経費から控除すべき当該収入の範囲を具体的に定めて明示するとともに、実地調査等により補助事業者の収支の状況を正確に把握し、当該収入の有無及び金額を精査すべきである。</p>	<p>道として、道民活動センタービルに入居する財政的援助団体等に対し、補助金等の交付事務において、補助事業等に要する又は要した経費から控除すべき当該収入の範囲を具体的に定めて明示するとともに、実地調査等により補助事業者の収支の状況を正確に把握し、当該収入の有無及び金額を精査することとしました。</p> <p>また、平成27年6月5日付けで北海道補助金交付規則運用方針を一部改正し、補助金等の額の算定の際に、寄附金その他の収入金を控除する必要がある場合は、その旨を補助事業等の告示に明記することとしたことに加え、平成27年度財務会計事務の執行方針において、補助金等の交付事務における留意事項として寄附金等がある場合の補助金等の算定方法を追加しました。</p>
16意見	<p>北海道視覚障害者福祉連合会が視力障害者福祉推進事業費補助金を受けて実施する点訳業務は、日本赤十字社北海道支部が道民活動センタービルにおいて視覚障害者情報提供施設運営事業費補助金を受けて運営する点字図書センターにおける点字図書・録音図書等の情報提供業務と類似重複していることから、各団体における点訳機能の連携を図るなど、業務の効率化及び経費の節減を図るよう検討すること。</p>	<p>北海道視覚障害者福祉連合会が視力障害者福祉推進事業費補助金を受けて実施する点訳業務に係る他団体との点訳機能の連携については、検討の結果、点訳業務が点字刊行物作成の全工程の5%と工程に占める割合は小さいことや、外注し、健常者が点訳の編集を行うには、長時間の打合せが必要となるなど、現在より点字刊行物の作成に時間を要することにより、効率化及び経費の節減ができないことから、現時点では困難であると考えます。</p>